

東京学芸大学教務委員会介護等体験部会要項を次のように制定する。

平成20年4月14日

東京学芸大学教務委員会介護等体験部会要項

(設置)

第1条 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）第8条第1項第3項の規定に基づき、教務委員会に、介護等体験部会（以下「部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 部会は、本学在学学生等にかかる「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「介護等体験特例法」という。）に定められている介護等体験の円滑な運営を図るため、専門的事項について所要の審議を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 部会は、次の事項について審議する。

- (1) 介護等体験実施に関する企画及び立案並びに連絡調整に関する事項
- (2) 介護等体験に関する指導に関する事項
- (3) 介護等体験実施状況の巡回視察に関する事項
- (4) その他介護等体験に関する事項

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員 1名
- (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各3名
- (3) 教務委員会が委嘱した者 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 部会長は、部会において審議した事項を教務委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、学務課が処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月14日から施行する。
- 2 この要項施行後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 介護等体験専門委員会要項（平成11年4月19日教務委員会決定）は、廃止する。